

相模原市監査委員公表第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成28年5月27日に実施した総務局渉外部の行政監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年3月29日

相模原市監査委員 八木 智 明

同 坪 井 廣 行

同 加 藤 明 徳

同 寺 田 弘 子

1 監査対象事務

東京事務所における情報収集及び本市施策の広報に関する事務について

2 監査の日程

平成28年3月7日から5月27日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成29年3月24日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>ア 職員への東京事務所機能の周知について</p> <p>東京事務所は主に国と担当部局のパイプ役を担っていることから、事業の成果は担当部局の成果として現れるものと考えられるが、担当部局が施策を企画・検討する段階で東京事務所を活用して必要な情報を得ることができるよう、職員は常に意識することが必要である。</p> <p>また、シティセールスの面でも、市の施策や事業を発信するために各部署で作成しているパンフレット類等の資料を東京事務所の職員が入手するに当たっては、各部署から送付されるものもあるが、自ら収集する場合もあるとのことだった。本来は各部署から積極的に東京事務所に配布等を依頼すべきであり、職員が東京事務所の機能を活用しているとは言いがたい点もある。</p> <p>今後は、これまで以上に東京事務所による情報収集が適時適切に行わ</p>	<p>平成28年3月7日から、同年5月27日にかけて実施された行政監査の結果、検討すべき事項とされた項目のうち、職員への東京事務所機能の周知につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>職員が東京事務所のシティセールス機能をより一層活用できるよう、平成28年6月24日より「相模原市職員ポータル」に掲示している「東京事務所からの資料送付（通知）」に東京事務所の機能を周知するとともに、本市のイメージや知名度を高める事業のポスター掲示、パンフレット配布等を都内において希望する場合には、当該資料等を東京事務所まで送付するよう追記いたしました。</p> <p>また、平成29年4月開催予定の事務事業調整会議及び5月開催予定の政策形成の中心的役割を担う職員に対して行われる新任副主幹研修、新任管理</p>

れ、また収集した情報が担当部局によって効果的に活かされるよう、さまざまな機会を捉えて職員に対して東京事務所の持つ役割や機能を周知されたい。

者研修において、東京事務所の持つ役割や機能を説明してまいります。